

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市地域生活移行促進事業補助事業
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	指定共同生活援助事業の開始の際に要する費用及び心身障害者共同生活ホーム運営事業実施要綱に基づく心身障害者共同生活ホーム運営事業に要する費用に対して、予算の範囲内において補助金を交付するもの
補助事業者	○初度設備整備費等補助事業 指定共同生活援助事業を実施する社会福祉法人等 ○運営費補助事業 心身障害者共同生活ホーム運営事業を実施する保護者団体等
補助対象経費	○初度設備整備費等補助事業 事業の開始に当たり必要となる次に掲げる備品等(個人の生活に係る備品等を除く。) (1) 防災備品：防火カーテン、火災報知機等 (2) 防犯備品：防犯カメラ等 (3) 共用物品：給湯器、家具、電化製品等に要する費用及びふすま、障子の張替え等に要する費用 ○運営費補助事業 事業を運営するために必要な報酬、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費(消耗品費)、役務費(通信運搬費)及び委託料(個人の生活に係る経費を除く。)
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	(上限) ○初度設備整備費等補助事業 3/4 500,000円上限 1,000円未満切り捨て ○運営費補助事業 10/10 月額194,880円×年間開設月数(1箇所につき)
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	上記、事務費及び事業費の合計全額 ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	
数値目標等	数値化不可
※数値目標の設定検証	○目標に対する費用対効果(計算式)  ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法  第5期障がい福祉計画期間内(2018年～2020年)の整備予定なし
補助制度開始	平成20年12月1日
見直し時期	今年度廃止予定
補助終期	-
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段)
事業担当(担当部署)	社会福祉課
事業担当(電話番号)	0259-63-5113